

聖籠町告示第83号

聖籠町特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月9日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町特定不妊治療費助成事業実施要綱（平成24年聖籠町告示第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

（4） 治療開始日における妻の年齢が43歳未満であること。

第5条第1項中「限度に通算10回までの受療を」を削り、同条第2項の表中「6回」を「43歳になるまでに通算6回まで」に、「5回（初年度3回、次年度以降2回まで）」を「43歳になるまでに通算3回まで」に改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。